

# 豊田 地域猫の会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この会の名称は、豊田 地域猫の会という。

### 第2条 所在地

この会の所在地は、愛知県豊田市五ヶ丘7丁目25-11に置く。

## 第2章 目的 ・ 活動の分野 ・ 活動の基本理念 ・ 活動

### 第3条 目的

環境省省令に基づき地域行政が行う地域猫プランの推進と定着を支援する。

### 第4条 活動の分野

この会は、会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法の、まちづくりの推進を図る活動に該当する活動を行う。

### 第5条 活動の基本理念

1. 人と猫との幸せな共生を目指して行動する。
2. 猫の歴史をかんがみ、飼い主のいない猫の諸問題は社会全体の責任として捉え、地域行政と共働で問題解決に取り組む。
3. 他者（弱者）を思いやるやさしい人、やさしい地域づくりに貢献する。

### 第6条 活動

1. 人と飼い主のいない猫が幸せに共生して暮らせる様に、地域行政と住民を支援する。
  - 1) とよた市民活動センターのホームページによる情報発信
  - 2) 地域猫相談会の開催
  - 3) 地域猫セミナーの開催
  - 4) 小・中学校での動物愛護に関する情操教育支援
  - 5) 動物愛護アンケートの実施（行政へのフィードバック）
  - 6) 餌やりさんの地域猫活動への取り込み

- 7) チラシ・ポスターによる地域住民への啓発活動
- 8) 老人会との交流による地域猫活動の啓発
- 9) 地域行政への地域猫活動の啓発
- 10) 地域行政と共働による飼い主のいない猫の問題解決

## 2. 会報の発行

- 1) 正会員・賛助会員への情報伝達
- 2) 一般市民への情報伝達

## 3. 遺棄、虐待への警告啓発

- 1) チラシ・ポスター作成、配布
- 2) 環境省制作ポスターの設置申請
- 3) 餌やり禁止看板の廃止
- 4) 警察署と連携した違法捕獲、遺棄、虐待防止活動

## 4. 犬・猫の殺処分ゼロ活動

- 1) チラシ・ポスター作成、配布
- 2) 全国の動物愛護団体と連携した行政への嘆願、陳情
- 3) 保健所、動物保護管理センターの殺処分低減活動への協力（収容動物の里親探しと譲渡）

## 5. 獣医師会と連携した市民及び行政への動物愛護啓発

- 1) 会報による情報伝達
- 2) チラシ・ポスター作成、配布
- 3) 獣医師による動物愛護セミナー開催
- 4) 獣医師会と共働による行政への地域猫活動啓発

## 6. 動物愛護のパネル展

- 1) 写真及び各種ドキュメントによる情報伝達
- 2) 動物愛護行政への問題意識の喚起用パネル作成、展示
- 3) 有識者による講演会開催

## 7. T N R活動（Trap:捕獲・Neuter:不妊去勢手術・Return:元の居場所へ戻す）

- 1) 地域行政が主体的に行う T N R活動への協力
- 2) 緊急性が有り、地域行政が対応できないケースの T N R活動
- 3) T N R活動は住民の合意の基に行う（保健所・自治区長・住民）
- 4) 耳先Vカット（片耳先端V字）をして再捕獲を防止する（地域猫マーク）

## 8. 病気やケガをした飼い主のいない猫の保護

- 1) 会員の保護施設での治療
- 2) 協力動物病院での治療

## 9. 保護した猫の里親探しと譲渡

- 1) 里親募集チラシの作成、配布
- 2) ホームページ掲載による里親募集
- 3) 譲渡会の開催
- 4) 里親の安全確認（遺棄、虐待防止）
- 5) 譲渡時の適正飼育指導
- 6) 里親の継続的支援（アドバイス等）

## 10. 猫の適正飼育指導

- 1) チラシ作成、自治区回覧板への添付
- 2) 自治区掲示板への啓発チラシの掲示

## 11. 募金活動

- 1) 協力店舗への募金箱設置
- 2) 各種イベントでの募金呼び掛け

## 12. 愛護動物の為の救済基金、支援物資の募集

- 1) ホームページによる募集
- 2) バザー開催
- 3) 各種助成金の申請

## 13. 会員の募集（正会員・賛助会員）

- 1) とよた市民活動センターホームページによる募集
- 2) 会員募集チラシの作成、配布
- 3) パネル展等の行事での勧誘

## 第7条 会員責任

各会員の活動は、会員の会合にて役割分担を話し合い、その合議に基づき各会員の責任において活動するものとする。

## 第8条 目的、活動内容の変更

この会の目的、活動内容は会員の合議に基づき変更する事ができる。

## 第3章 入会・会員区分・会費等・会員資格

## 第9条 入会

この会の入会は、以下の条件を満たすものとする。

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して、罰金以上の刑を受けた事のない者
2. 愛護動物を理解し、適切な飼育（衛生、健康管理）を行える者
3. 健全な社会生活を営まれており、飼い主がいない猫に対して、無責任で無秩序な餌付け行為を行わない者
4. 入会の際には、第10条の会員区分のいずれとして登録するかを代表者との面談などで決める
5. 会員登録される場合は、氏名、住所及び職業を明記して、この会の代表者に申し込み、正会員（第10条）の承認を得なければならない
6. 法人や団体等の場合は、所在地及び事業内容等を明記して、この会の代表者に申し込み、正会員（第10条）の承認を得なければならない

## 第10条 会員区分

この会の会員は、以下の2区分とする。

1. 正会員
2. 賛助会員

尚、正会員は、この会の協力動物病院を利用する事ができる。

## 第11条 会費

この会の会員会費を以下の2区分とする。

1. 正会員の年会費を6千円とする（一世帯）
2. 賛助会員は、活動のサポーターとして、年会費を3千円とする（一世帯）

## 第12条 会費の変更

会員の会費については、会員の合議に基づき変更する事ができる。

## 第13条 会費の納入

会員は、会計年度内にその年度の会費を納入しなければならない。

すでに納入された会費は返却されないものとする。

## 第14条 会員資格の喪失

会員は、以下の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会届を出した時
2. 死亡または失踪宣告を受けた時
3. 年会費の滞納をした時

#### 4. 除名された時

#### 第15条 会員の除名

会員が次の各号に該当する場合には、会員の合議に基づき除名することができる。  
この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この会の会員としての会則に違反行為があった時
2. この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時

### 第4章 資金 ・ 運営

#### 第16条 資金

この会の資金は、会員からの年会費、支援金、バザー売上金、募金収益、その他をもってすべて飼い主のいない猫たちの救済基金とする。

#### 第17条 運営

活動資金は、救済基金から捻出され、掛かる費用は以下の通りとする。

1. 不妊去勢手術費及びワクチン接種費
2. 代表が合意の上での餌代や治療費、入院費
3. 情報交換のための通信費、各種チラシ等の作成費
4. 代表が合意の上で必要とする各種備品の購入費

#### 第18条 救済基金の管理

この会の救済基金は、会計が管理し、代表の合意を得ながら運営する。

#### 第19条 必要経費

この会で里親募集を行う預かり猫や地域猫の世話をする上で生じる下記項目の必要経費は、救済基金から捻出するものとする。

また、支援物資に関しても、平等に支給するものとする。

1. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用（協力動物病院の料金に準じる）
2. 飼い主のいない猫へのワクチン接種費用（協力動物病院の料金に準じる）
3. 預かり猫、地域猫の治療費、入院費（協力動物病院の料金に準じる）

#### 第20条 収支管理

救済基金の収支管理を、毎月月末締めとし、翌月11日（日曜祭日の場合は翌日）に補助金などを支給する。

また、状況によっては、それ以前に支給する。

## 第 2 1 条 収支報告

救済金の管理運営をする会計は、定期的に収支を管理し、代表に報告する義務がある。

## 第 2 2 条 会計年度

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 3 1 日に終わる。

# 第 5 章 会則の変更

## 第 2 3 条

この会の会則は、正会員の合議に基づき、変更することができる。

附則 この会則は、平成 2 2 年 2 月 2 2 日より、効力を発する。